

保育士修学資金

－ 貸付・返還の手引き －

令和8年度 募集 版

書類の提出先 ・ 問い合わせ先

秋田県福祉人材センター

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 施設振興・人材・研修部

保育士修学資金貸付事業担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 5F

TEL : 018-864-3500 / FAX : 018-864-2877

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、秋田県福祉人材センターのWebサイトからダウンロードできます。
<https://www.akitakenshakyō.or.jp/jinzai/loan/hoikushi/>

目 次

1. 保育士修学資金貸付制度について	2
2. 借入申請から資金交付までの流れ	6
3. 養成施設に在学中の手続き	7
4. 養成施設卒業後に保育業務に従事する場合の手続き (返還猶予・返還免除)	8
5. 養成施設卒業後に保育業務に従事しない場合の手続き (返還の場合)	10
6. 手続きに必要な提出書類一覧	11
7. 別表1 修学資金が返還免除となる従事先施設等一覧 別表2 保育士修学資金貸付における個人情報の取扱い	13
8. 保育士修学資金貸付 (Q & A)	15
9. 様式集	17

1. 保育士修学資金貸付制度について

【概要】

- 1 この資金は秋田県における保育士の確保を図るため、都道府県知事が指定する保育士養成施設（以下、養成施設という。）に在学し、卒業後、保育士登録を行い、秋田県内※において児童の保護等の業務（以下、保育業務という。）に従事しようとする方に無利子で貸付ける資金です。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に秋田県内※において保育業務に従事し、かつ、引き続き3年間従事した場合は返還債務の全部を免除します。
※ 国立児童自立支援施設等で従事する場合など、一部県外も含まれます。

(1) 貸付制度の根拠

- ・社会福祉法人秋田県社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度実施要綱
- ・社会福祉法人秋田県社会福祉協議会保育士修学資金貸付制度運営要領

(2) 実施主体

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 秋田県内の保育士養成施設に在学する方
秋田県以外の保育士養成施設に在学する方にあつては修学のため秋田県から転居した方
- ② 卒業後に保育士として秋田県内等の従事先施設等に3年間継続して従事する意思のある方
※
※ 従事先については、「別表1 修学資金が返還免除となる従事先施設等一覧」をご確認ください。
- ③ 優秀な学生であつて、かつ、世帯の経済状況等から真に修学資金の貸付が必要と認められる方
- ④ 他の都道府県の保育士修学資金を借りていない方

(4) 貸付金

貸付金の種類及び貸付額は、次のとおりです。

- ① 修学資金 ※1 月額 50,000円以内（総額120万円以内）
- ② 入学準備金 ※2 200,000円以内
- ③ 就職準備金 ※3 200,000円以内

※1 修学資金の貸付総額は、貸付期間が2年の場合は120万円以内、1年の場合は60万円以内

※2 入学準備金は、2年生以上は貸付対象外

「高等教育の修学支援新制度」を利用した場合は、修学資金と入学準備金の申請額から免除となる授業料と入学金を各々差引いた額が交付額となります。

※3 修学資金を借受していない方は、最終学年時に就学準備金のみの申請が可能

(5) 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学中の2年間です。

3・4年制の養成施設の貸付期間は、(4)①の総額の範囲内で延長することができます。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還期間内に返還されない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(7) 連帯保証人

連帯保証人は1名必要です。

連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、全ての債務を返還していただくことになります。

連帯保証人は、次の要件のすべてを満たす方です。

- ① 県外の養成施設に在学する場合は秋田県内に居住する方
- ② 年齢が70才未満の方
- ③ 住民税が課税されているかこれと同程度の収入のある方
- ④ 貸付を希望する方が未成年（18才未満）の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）

(8) 申請手続き

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付の申請手続きは、在学する養成施設を經由して行うことになります。

- ① 保育士修学資金 貸付申請書（第1号様式）
- ② 養成施設長の推薦状（第2号様式）
- ③ 直近に在学していた学校（高等学校等）の成績証明書
2年生以上は、養成施設の成績証明書
- ④ 住民票（世帯全員、世帯主・続柄・本籍地記載、マイナンバーなし）（発行後3ヶ月以内）
- ⑤ 申請者と生計を一にする世帯全員の収入を証明する書類 ※
※ 当年度の市（町村）・県民税 所得・課税証明書
自営業の方は、確定申告書の写し
- ⑥ 入学時に45歳以上で離職して2年以内の場合は、離職を証明する書類
- ⑦ 連帯保証人の住民票（本人のみ、マイナンバーなし）、収入を証明する書類（⑤参照）
- ⑧ 返信用封筒（角2サイズ）
（返送先の住所・氏名を明記し、180円分の切手を貼付けたもの）

(9) 貸付の決定

貸付の可否は、貸付審査会で審査のうえ決定します。

貸付決定後、県社協会長、借受人及び連帯保証人との間で貸付に係る契約を締結します。

(10) 資金の交付

修学資金は、貸付契約後、年2回（5月と10月）に分けて指定口座に振込みます。

ただし、貸付決定後の第1回目の修学資金等の交付は8月下旬頃の送金予定です。

入学準備金は初回交付時、就職準備金は最終回交付時に月額修学資金と合わせて振込みます。

なお、「高等教育の修学支援新制度」の利用者の初回の交付は、免除額の決定後となります。

(11) 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することとなった場合は、貸付位契約を解除し、その日の属する月の翌月（ただし、当該事由が生じた日が月の初日であるときは、その月）分以降の修学資金の貸し付けを打ち切ります。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑥ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ⑦ 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき

(12) 貸付の休止

借受人が、当該養成施設を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その翌月（ただし、当該事由が生じた日が月の初日であるときは、その月）から修学資金の貸付を休止します。

(13) 資金の返還

借受人は、次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

償還計画は、返還期間を貸付期間の2倍の期間に入学・就職準備金を借りた方は各々8月を加えた期間内とし、毎月の返還額を2万円以上となるよう作成します。

例：修学資金、入学準備金、就職準備金を総額160万円借受した場合の返還期間の計算

2年（修学資金の貸付期間）×2+8月（入学準備金）+8月（就職準備金）=5年4月（64月）

返還方法は、預金口座振替による均等払い（一括または繰り上げ返済も可能）とします。

- ① 修学資金貸付の変更契約に伴い、過払いが生じた場合
- ② (11)に該当した場合
- ③ 養成施設を卒業後1年以内に保育士として登録せず、又は県内において保育業務に従事しなかったとき
- ④ 県内において保育業務に従事する意思がなくなったとき
- ⑤ 保育業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(14) 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還が猶予されます。

修学資金の返還猶予を希望する場合「保育士修学資金 返還猶予申請書（第12号様式）」に係書類を添えて提出してください。

- ① 借受人が、修学資金の貸付を中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ② 借受人が、当該養成施設を卒業後、保育士登録を行い、県内において保育業務に従事しているとき
- ③ 借受人が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由※により修学資金の返還が困難であると認められるとき（保育業務従事期間には算入されません。）

※ その他やむを得ない事由とは、出産、育児、求職活動中（6カ月以内）など

(15) 返還の免除

次に該当する場合は、修学資金の返還が全額又は一部免除されます。

修学資金の返還免除を希望する場合、「保育士修学資金 返還免除申請書（第13号様式）」に
関係書類を添えて提出してください。

(当然免除・全額免除)

- ① 借受人が、養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、秋田県内の従事先施設等において3年間継続して保育業務に従事した場合 ※

※ 非常勤（週・月の就労日数が少ない雇用形態、パート、アルバイト等）の場合は、全額免除となるためには、雇用期間が通算1,095日以上かつ業務従事日数540日以上が必要です。

※ 非常勤とは、事業所の就業規則等で定める所定労働時間（週40時間等）以外の勤務形態をいいます。

非常勤の雇用期間は雇用契約の雇用期間です。業務従事日数は雇用契約の週の勤務日数（通常の週の勤務日数、週2日など。1日の勤務時間数は問いません。）です。

※ 産前産後休暇、育児休業等の実務に従事していない期間は含まれません。

- ② 借受人が、①の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

(裁量免除・一部又は全額免除)

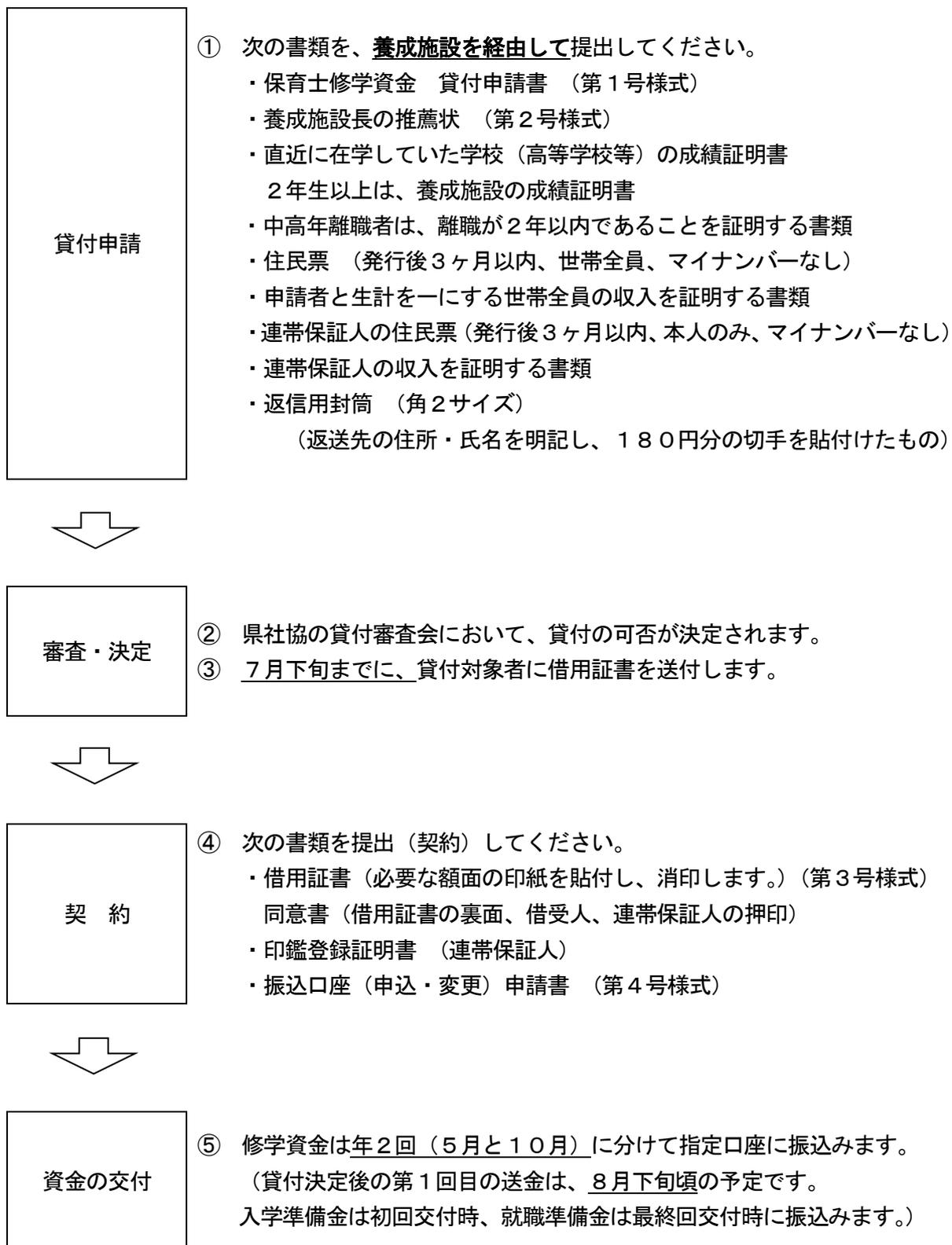
- ③ 借受人が、2年以上、秋田県内で保育業務に従事したとき、かつ、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等でないこと
- ④ 借受人が死亡し、又は障害により修学資金を返還することができなくなったとき、かつ、相続人又は連帯保証人からの返還が困難であるなど真にやむを得ない場合
- ⑤ 行方不明等により修学資金の返還が困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき、かつ、相続人又は連帯保証人からの返還が困難であるなど真にやむを得ない場合

(16) 届出義務

借受人（連帯保証人）は、次に掲げる事情が生じた場合、速やかに届出する義務があります。

対象者	事情（状況の変化・変更）	届出様式
借受人	① 貸付期間中の在学に関する報告（毎年4月） 返還猶予中の就業に関する報告（毎年4月）	履修証明書 業務従事届
	② 氏名、住所に変更があったとき	異動届
	③ 留年、休学、停学、退学したとき、心身の故障により就学が困難となったとき	貸付停止・再開・辞退届
	④ 修学資金の貸付を辞退しようとするとき	貸付停止・再開・辞退届
	⑤ 卒業したとき、保育士の登録を行ったとき、秋田県内で業務に従事したとき	卒業届、資格取得届、業務従事届
	⑥ 勤務先、勤務地を変更したとき	業務従事先変更届
	⑦ 休職、退職等により業務に従事しないこととなったとき	異動届
	⑧ 死亡したとき	異動届
連帯保証人	① 氏名、住所、勤務先に変更があったとき	異動届
	② 死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するとき	異動届

2. 借入申請から資金交付までの流れ

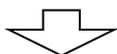


※ 「高等教育の修学支援新制度」の利用者の初回の交付は、免除額の決定後となります。

3. 養成施設に在学中の手続き

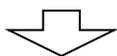
進学した場合

- ① 進級したときは、次の書類を4月中旬までに提出してください。
・「履修証明書（第6号様式）」又は「在学証明書」



留年、休学、停学、又は復学した場合

- ③ 養成施設を留年・休学・停学・復学したときは、次の書類を養成施設を経由して県社協に提出してください。
なお、休学・停学の期間中は貸付が休止となります。
・保育士修学資金 貸付停止・再開・辞退届（第14号様式）
- ④ 復学したときは、次の書類を養成施設を経由して提出してください。
・保育士修学資金 貸付停止・再開・辞退届（第14号様式）



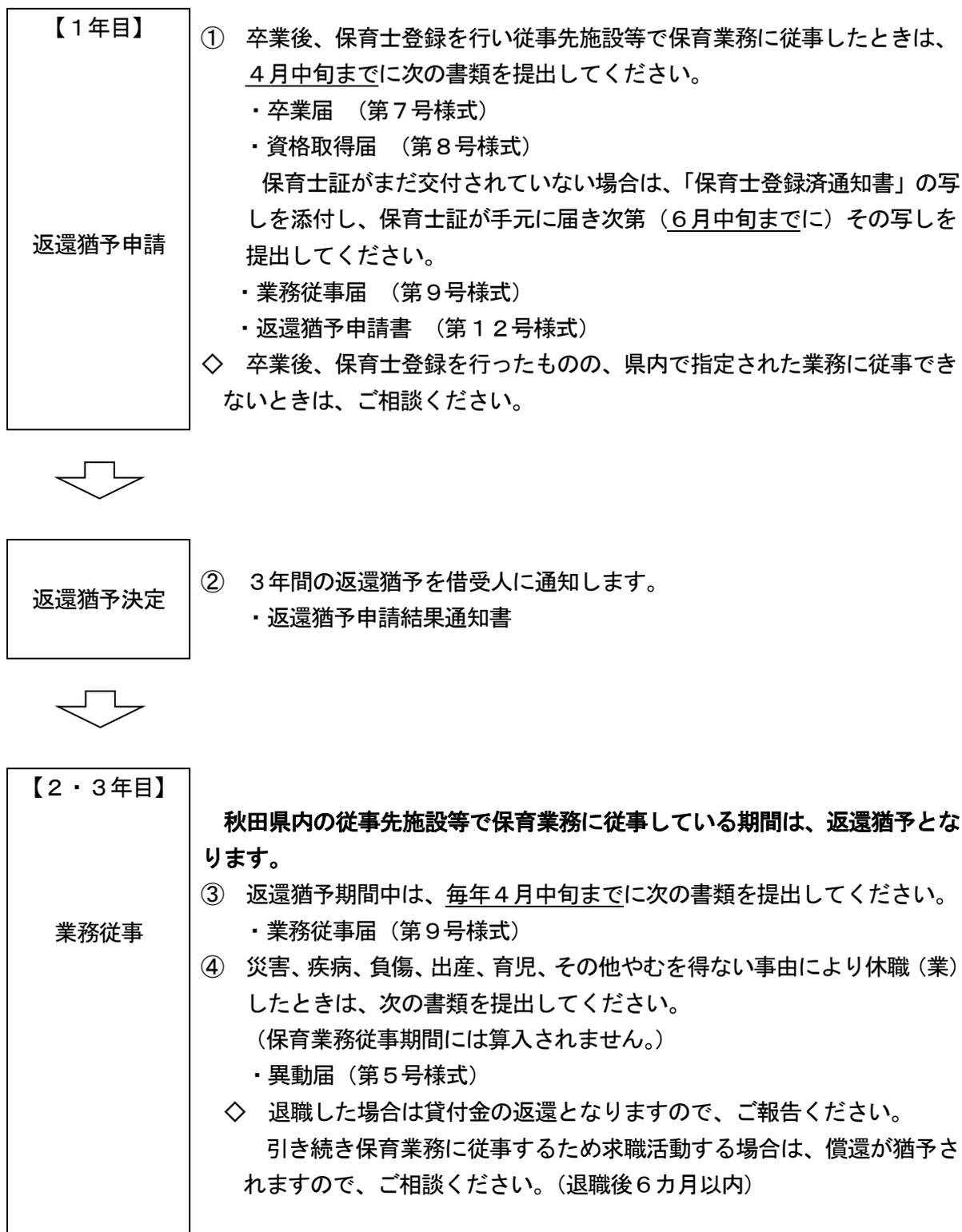
退学等により
貸付を辞退する
場合

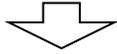
- ⑤ 退学等により貸付を辞退するときは、次の書類を直ちに提出してください。
・貸付停止・再開・辞退届（第14号様式）
・保育士修学資金 返還計画（第15号様式）
借受人に「保育士修学資金 返還計画通知書」を送付します。
- ⑥ 貸付けた修学資金は、「保育士修学資金 返還計画通知書」に基づき期間内に返還していただきます。 ※

※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただくことになります。

4. 養成施設卒業後に保育業務に従事する場合の手続き(返還猶予・返還免除)

養成施設を卒業後1年以内に保育士登録し、秋田県内の償還免除となる施設等で保育業務に従事した場合は返還が猶予され、3年間継続して保育業務に従事した場合は返還が免除されます。





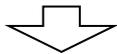
【4年目】
返還免除申請

3年間継続して秋田県内の従事先施設等で保育業務に従事した場合、返還免除となります。

なお、休職期間やパート就労の期間がある場合は、償還免除までの期間が3年を超える場合がありますので、ご相談ください。 ※

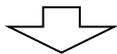
※ パート労働（週の勤務日数が少ない）の場合は、雇用期間が1,095日かつ業務従事日数が540日以上必要です。

- ⑤ 返還免除申請に係類を提出してください。
- ・ 返還免除申請書（第13号様式）
 - ・ 業務従事期間証明書（第10号様式）



返還免除決定

- ⑥ 返還免除の可否を借受人へ通知します。
- ・ 返還免除申請結果通知書



返還完了

● 返還免除となった場合→貸付契約終了となり、借受人に「返還免除決定通知書」を送付します。

● 返還が一部免除となった場合→残債務の返還を開始していただきます。

⑦ 「返還計画（第15号様式）」を直ちに提出してください。

- ・ 返還期間は貸付期間の2倍の期間に入学・就職準備金の各々8月を加えた期間内とし、毎月の返還額は2万円以上となるよう作成します。

- ・ 返還は、返還事由発生日の翌月から開始となります。

借受人に「返還計画通知書」を送付します。

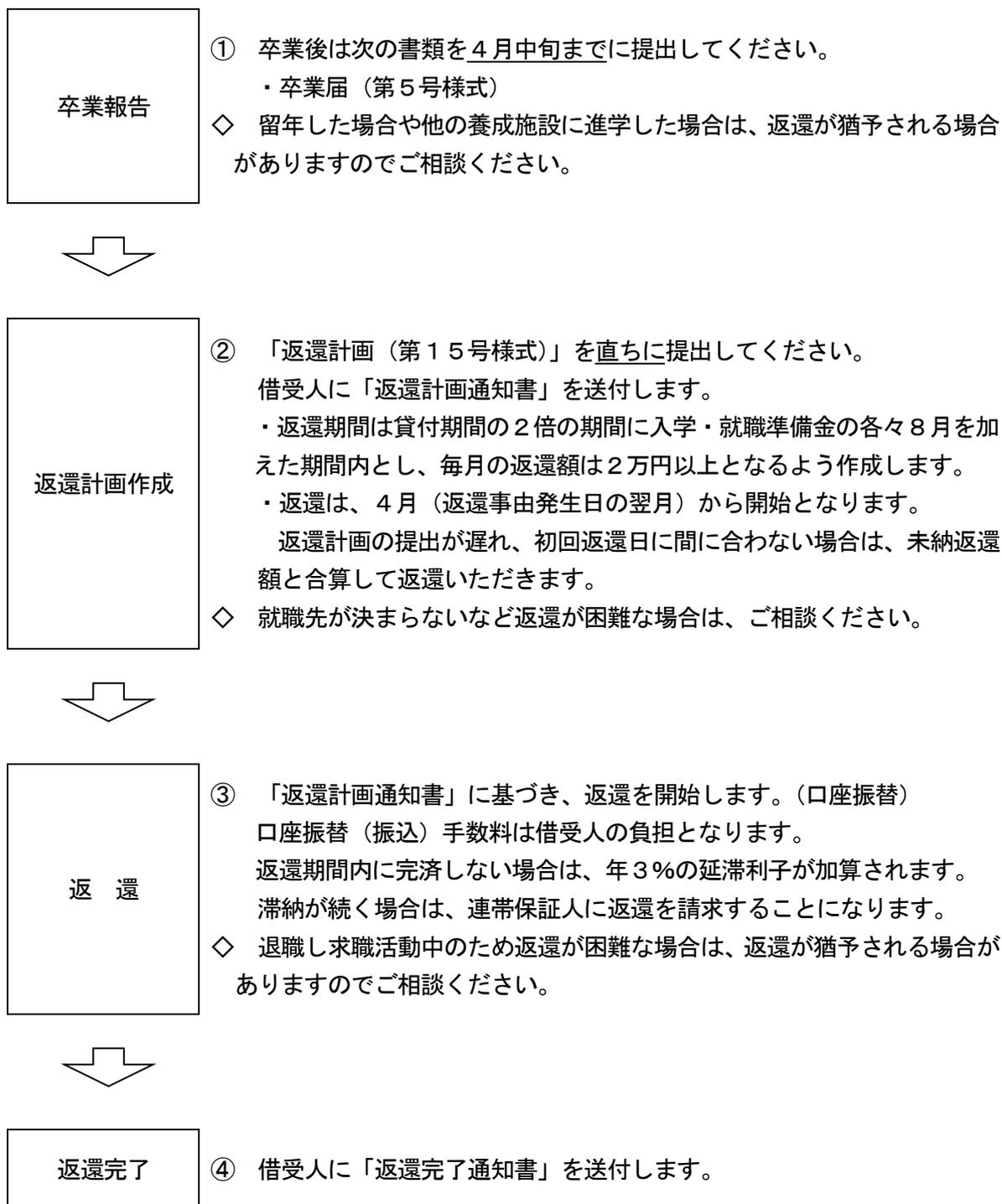
⑧ 「返還計画通知書」に基づき、貸付金を返還します。

⑨ 返還完了後、借受人に「返還完了通知書」を送付します。

※ 「借用証書」等については、返還完了後1年以内に申出があれば返却します。返却の申出がない場合は、一定期間保管後、厳正に廃棄します。

5. 養成施設卒業後に保育業務に従事しない場合の手続き（返還）

養成施設を卒業後1年以内に秋田県内の従事先施設等で保育業務に従事しない場合は、直ちに貸付金を返還していただきます。



※ 返還が滞った場合は、連帯保証人に債務の全額を請求し、返還していただくこととなります。

6. 手続きに必要な提出書類一覧

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならない書類

事 項	様式	提出書類	備 考
貸付を申請するとき	第1号	保育士修学資金 貸付申請書	中高年離職者は離職証明書を添付
	第2号	推薦状	
	—	成績証明書	
	—	住民票 (世帯全員・連帯保証人)	
	—	所得証明書 (世帯全員)	課税証明書等
貸付が決定したとき	第3号	借用証書	印紙を貼付・消印 連帯保証人は実印を押印
	—	印鑑登録証明書 (連帯保証人)	
	第4号	振込口座 (申込・変更) 申請書	
貸付年度の翌年度も在学しているとき	第6号	履修証明書	進級した際、4月中旬までに提出、在学証明書も可

(2) 届出事項に変更がある場合又は次の事項に該当した場合に提出する書類

事 項	様式	提出書類	備 考
借受人及び連帯保証人の住所、氏名等の変更	第5号	異動届	
	—	変更内容を確認できる書類	住民票等 (発行後、3ヶ月以内)
休学・転学・停学等 復学したとき	第14号	貸付停止・再開・辞退届	貸付を停止 貸付を再開
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき		第14号	貸付停止・再開・辞退届
	第15号	返還計画	
死亡したとき	第5号	異動届	
	—	事実を確認できる書類	死亡診断書等
	第15号	返還計画	

【卒業後に保育業務に従事した場合】

(1) 必ず提出しなければならない書類

事 項	様式	提出書類	備 考
卒業したとき	第7号	卒業届	4月中旬までに提出
保育士資格を取得したとき	第8号	資格取得届	を添付
	—	保育士登録通知書 (写)	保育士証が届き次第、(写)を6月中旬までに提出
就職先が決まったとき	第9号	業務従事届	
	第12号	返還猶予申請書	1年目のみ

(2) 次の事項に該当した場合に提出する書類

事 項	様式	提出書類	備 考
保育業務に従事（必須） 【2年目、3年目】	第9号	業務従事届	返還猶予期間中は、毎年4月中旬までに提出
災害・疾病・産休等により 休職（休業）するとき	第5号	異動届	業務従事届（第9号）も可
	—	事実を確認できる書類	
退職したとき （従事期間が3年未満）	第5号	異動届	保育業務に従事する意思がないとき
	第15号	返還計画	
	第10号	業務従事期間証明書	
従事先を変更したとき （転職したとき）	第11号	業務従事先変更届	転職が1カ月以内
	第10号	業務従事期間証明書	前の従事先分
退職し求職活動中のとき	第12号	返還猶予申請書	求職活動が1カ月以上
	第10号	業務従事期間証明書	前の従事先分
	—	事実を確認できる書類	ハローワーク発行の証明書
業務上の死亡・心身故障と なったとき	第5号	異動届	
	第13号	返還免除申請書	
	—	事実を確認できる書類	診断書等
死亡・障害により返還困難 となったとき	第5号	異動届	
	第13号	返還免除申請書	
	—	事実を確認できる書類	診断書等/保証人等の返済困難を証明する書類

(3) 3年間保育業務に従事した場合に提出する書類

事 項	様式	提出書類	備 考
県内で3年以上保育業務に 従事したとき	第13号	返還免除申請書	
	第10号	業務従事期間証明書	従事先ごと

【保育業務に従事しない場合】

(1) 次の事項に該当し返還となった場合に提出する書類

事 項	様式	提出書類	備 考
卒業後、保育業務に従事し ないとき 保育従事期間が3年未満で 退職したとき	第15号	返還計画	県社協が送付する返還計画 通知書に基づき返還を開始

(2) 返還中に次の事項に該当した場合に提出する書類

事 項	様式	提出書類	備 考
退職し返還困難となつたとき	第12号	返還猶予申請書	
災害・疾病等により返還困 難となつたとき	—	事実を確認できる書類	ハローワーク発行の証明書、 罹災証明書等

別表1 修学資金が返還免除となる従事先施設等一覧

区域	法令・通知等	施設等種別	
秋田県内の施設等	第6条の2の2第2項に規定	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設	
	第6条の2の2第3項に規定	放課後等デイサービス	
	第7条に規定	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所（認可保育所） 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 里親支援センター	
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項の業務又は第39条第1項の業務を目的とする、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア) 第59条の2の規定により届け出をした施設（認証保育所、認可外保育所） イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第116条に定める両立支援等助成金の事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
	第6条の3第9項から第12項の業務で、第34条の15第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業（市町村長の認可） 小規模保育事業（市町村長の認可） 居宅訪問型保育事業（市町村長の認可） 事業所内保育事業（県知事への届出）	
	第6条の3第13項の届出事業	病児保育事業（県知事への届出）	
	第6条の3第2項の届出事業	放課後児童健全育成事業（学童保育）	
	第6条の3第7項の届出事業	一時預かり事業（県知事への届出）	
	学校教育法	第1条に規定	教育時間終了後等に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ※①一時預かり事業（幼稚園型）または私学助成による預かり保育に該当、②週5日、年間200日以上実施、③教育時間前後に4時間以上実施
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定 第59条の2第1項及び「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第2の1に規定	離島その他の地域において特定保育を実施する施設 企業主導型保育事業
全国		・国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設 ・肢体不自由児施設「整肢療護園」 ・重症心身障害児施設「むらさき愛育園」	

別表2

保育士修学資金貸付における個人情報の取扱い

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「保育士修学資金貸付」（以下「修学資金」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年11月、厚生労働省）に基づいて、「秋田県社会福祉協議会個人情報保護規程」により運用します。

記

1. 個人情報の利用目的

修学資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、保育士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

2. 個人情報の利用

修学資金の貸付に係る事務を掌るため、上記1の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記2による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

(1) 法令又は条例の規定に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

4. 個人情報の管理

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。

5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

6. 苦情対応窓口

（苦情対応担当） 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 総務企画部長

（苦情対応責任者） 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会 事務局長

○ 保育士修学資金貸付（Q&A）

1	入学準備金の使途として、問題集も対象となりますか。
	入学準備金の使途としては、問題集や受験参考書、予備校や塾の受講料などが対象となります。修学資金の使途としては、施設が徴収する学生会費や同窓会費、保育実習費、学会参加費、学校のクラブ活動費、緊急連絡用スマホ購入費などが対象となります。
2	通信制の養成施設に在学中ですが、貸付の対象となりますか。
	通信制の養成施設の在学学生も対象となります。ただし、貸付対象者は秋田県内に住民票がある方となります。
3	養成施設を卒業後、介護福祉士資格取得のため1年間の専攻科に進学したいのですが、専攻科在学中は猶予の期間として認められますか。
	専攻科在学中は返還猶予として認められますので、手続きを行ってください。 なお、卒業後は1年以内に保育士登録を行い、専攻科終了後には秋田県内の保育所等（従事先施設等）において保育業務に従事する必要があります。
4	現在、学校を休学中です。退学を考えていますが、どうなりますか。
	休学している期間は、貸付契約を休止し、貸付金の交付を停止しますので、届出等を行ってください。なお、退学すると借り受けた貸付金を直ちに返還することとなります。
5	卒業時に保育士資格を取得できなかった場合はどうなりますか。
	卒業後、1年以内に保育士資格を取得し保育士登録したうえで保育所等に保育士として勤務する必要があります。 資格取得をあきらめた場合は、「意思がなくなった」として、返還計画通知書（返還計画書に記載された返還期間、ただし返還開始日は卒業後1年以内）により返還してください。
6	保育所等への就職が決まらず、保育補助として働くことになりましたが、返還となりますか。
	保育補助は保育士業務に該当しません。保育士として勤務する意思がない場合、意思はあるものの1年以内に保育士として勤務できなかった場合は、返還となります。
7	保育所に非常勤職員として勤務することになりましたが、免除の対象となりますか。
	雇用形態は正職員、非常勤を問いません。ただし、非常勤の方が返還免除となるためには、次の従事日数等が必要となります。 免除要件が従事期間5年以上の場合は、雇用日数が1,825日以上、かつ従事日数が900日以上 免除要件が従事期間3年以上の場合は、雇用期間が1,095日以上、かつ従事日数が540日以上
8	認定こども園の幼稚園教諭業務に人事異動による従事していますが、猶予申請はできますか。
	保育士業務に従事する必要があります。ただし、人事異動により幼稚園教諭業務に配属された場合は、「やむを得ない事情」に該当し返還猶予となりますので手続きを行ってください。なお、その間は業務従事期間に算入されません。
9	商業施設の「託児ルーム」が募集する保育士に応募しようと思いますが、免除になりますか。
	デパートや診療所等の施設内の顧客の乳幼児のみを保育することを目的する通称「託児ルーム」は、(児童福祉法第59条の2第1項の設置届の)届出対象外施設のため返還免除の対象外となります。 広く保育を提供し認可外保育施設の届出を行っている場合もありますので、事業者に届出の有無をご確認ください。(毎年の「運営状況報告書」ではありません。)

10	<p>保育所を退職しました。保育所に再就職する予定ですが、返還しなければなりませんか。</p> <p>保育所等を退職した場合は、退職した日の翌月から返還することとなります。</p> <p>保育士として復職を予定している場合は、6カ月間の求職活動が認められます。返還猶予申請書にハローワークが作成する証明書を添えて提出してください。</p> <p>復職の意思がない場合、求職活動を行わなかった場合は、退職の日の翌月から返還となります。</p> <p>また、未就労期間が6カ月を超えた場合も、返還となります。</p>
11	<p>保育所に保育士として2年間勤務しましたが、結婚により県外に転居します。県外でも保育士を続ける予定ですが、返還しなければなりませんか。</p> <p>秋田県外に転出する場合は、返還となります。ただし、2年以上勤務されていることから、貸付金の一部が返還免除となりますので手続きを行ってください。</p>
12	<p>現在、育児休業（休職）中です。返還猶予の取扱いはどうなりますか。</p> <p>出産休暇や育児休業の期間は「やむを得ない事由」に該当し、返還猶予となりますので、所定の手続きを行ってください。</p>
13	<p>返済のメドが立たず返還計画の作成に悩んで時間が経過してしまいましたが、大丈夫ですか。</p> <p>退職等の返還事由発生日の翌月から返還を開始する必要があります。</p> <p>返還計画の提出が遅れ、未納となった返還金を一括で支払うことが困難な場合は、返還期間内に完済するよう、月ごとの返還額を設定する必要がありますので、窓口にご相談ください。</p>
14	<p>退職により返還期間内の完済は困難な状況です。これからどうすればよいですか。</p> <p>返還期間内は無利子ですが、返還期間内に完済できない場合は、残債務に3%の延滞利子（遅延損害金）が加算されます。</p> <p>災害や病気などのやむを得ない事由により業務に従事できない場合は、その期間は返還が猶予されます。</p> <p>また、著しい収入減等により返還が困難となった場合は、返還額の見直しについてもご相談に応じます。ただし、返還期間は、要領第8に定める期間を超えることはできません。</p>
15	<p>高等教育の修学支援新制度が利用できるようになりましたが、手続が必要ですか。</p> <p>半期ごとの貸付金を交付した後に高等教育の修学支援新制度の適用により授業料等免除が判明した場合、交付済みの貸付金額の一部を返納する必要がありますので、窓口往直ちにご相談ください。返納通知書をお送りしますので、通知に従って返納してください。</p>
16	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育の修学支援新制度の利用等により交付額が限度額に満たなかった場合は、次期募集時に、借受期間を延長するなどの変更（増額）申請ができます。

様式集

第1号様式	保育士修学資金 貸付申請書
第2号様式	推薦状
第3号様式	保育士修学資金 借用証書（誓約書・同意書）
第4号様式	振込口座（申込・変更）申請書
第5号様式	異動届（住所・氏名変更届、退職・退職届、死亡届）
第6号様式	履修証明書
第7号様式	卒業届
第8号様式	資格取得届
第9号様式	業務従事届
第10号様式	業務従事期間証明書
第11号様式	業務従事先変更届
第12号様式	保育士修学資金 返還猶予申請書
第13号様式	保育士修学資金 返還免除申請書
第14号様式	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学届）
第15号様式	保育士修学資金 返還計画

連絡先

秋田県福祉人材センター

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 施設振興・人材・研修部

保育士修学資金貸付事業担当

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 5F

TEL：018-864-3500 / FAX：018-864-2877
